

空き家お護りサービス

害虫駆除のプロが提供する

空き家管理

雨漏りの
確認

建物の
外観チェック

敷地内の確認
換気・通水

ヨシ!

郵便物の
確認

害虫・害獣の
侵入確認

ライトプラン

1回30分／月

5,500円 (税込)

《屋外》建物外観を中心に点検・確認

スタンダードプラン

1回60分／月

8,800円 (税込)

ライトプランに加え
《屋内》換気、通水、簡易清掃 など

お気軽に
お問合せ
ください



蒲原ガス

〒953-0041新潟市西蒲区巻甲4111

営業課 ☎0256-70-1000

※本サービスは(株)五護と蒲原ガス(株)が連携して提供します

基本点検メニュー

	ライトプラン	スタンダードプラン
作業回数	1回/月	
作業時間	約30分/回	約60分/回
料金(税込)	5,500円/月	8,800円/月
建物外観点検	○	○
郵便物整理 (重要書類の転送、もしくは保管)	○	○
敷地内確認	○	○
緊急時対応	○	○
写真付き報告書提出 (日付入り)	○	○
屋内点検	—	○
全室換気 (60分間開放、カビや湿気対策)	—	○
全蛇口、トイレ通水 (30秒以上、サビや異臭防止)	—	○
簡易清掃 (玄関、廊下、水回り)	—	○

※報告書はEメールで送付します。郵送の場合は別途費用がかかります。

※具体的なお手入れ内容は、選択されたメニューに応じて現地打合せ時に協議のうえ決定します。

スタンダードプラン限定初回サービス

床下無料点検、屋根裏無料点検、管理プレート設置

※ご希望のお客さまに限ります。

対象物件

ライトプラン、スタンダードプランは蒲原ガス供給エリア内の戸建てに限ります。
その他地域の方も別途ご相談ください。

オプションサービス

- 管理プレート設置
- 害虫、害獣防除(シロアリ、ゴキブリ、ネズミ、ハクビシン、コウモリ、ハチなど)
- 草刈り、除草 ●除雪作業 ●災害時の緊急対応(殺菌消毒、消臭消毒など) ●残置物の処理、清掃
- 雨樋清掃 ●空き家の利活用 ●庭木剪定 ●ハウスクリーニング ●外壁洗浄
- 簡易修繕(凍結による配管の破裂など) ●売却、リフォーム、賃貸仲介サポートなど ●その他



くらしにホッと ちいきとずっと



蒲原ガス

〒953-0041新潟市西蒲区巻甲4111

営業課 ☎0256-70-1000

●営業時間

9:00~17:00

空き家お護りサービス 利用規約

蒲原ガス株式会社

2026年4月1日 実施

第1条 空き家お護りサービスの目的

空き家お護りサービス（以下、「本サービス」といいます。）は、所有者または管理者（以下「お客さま」といいます。）に代わり、対象不動産の巡回、点検、報告を行うことで、資産価値の維持及び近隣トラブルの防止を支援することを目的とします。

第2条 サービス内容

当社が提供する本サービスの主な内容は以下の通りとします。

1. ライトプラン

金 額：5,500 円／月（税込）

作業時間：約 30 分／月（月 1 回）

作業内容：屋外における点検作業

- ・建物外観点検（外観・外壁等建物を中心に目視点検）
- ・敷地内確認
- ・郵便物の整理（重要書類の転送もしくは保管、チラシ等不要投函物の廃棄）
- ・緊急時対応（地震・台風等）
- ・写真付き報告書提出（電子メールにて送付）

2. スタンダードプラン

金 額：8,800 円／月（税込）

作業時間：約 60 分／月（月 1 回）

作業内容：屋外と屋内における点検作業

ライトプランの作業内容に加えて、下記の点検作業実施

- ・建物屋内点検（建物の屋内を中心に目視点検）
- ・全室換気（60 分間開放、カビや湿気対策）
- ・全蛇口、トイレ通水（30 秒以上、サビや異臭対策）
- ・簡易清掃（玄関、廊下、水回り）
- ・鍵のお預かり、嚴重管理

3. 追加料金

1. 及び 2. の通常プランに加えて下記の追加料金が発生いたします。

(1) 紙面による報告書、請求書送付の場合（500 円(税込)/回）

(2) 郵便物を転送する場合、その手数料

(3) オプションサービス利用料金

(4) 当社サービス対象地域外に所在する物件の場合、遠隔地割増料金

(5) その他、弊社が通常プランの対象にならないと判断する項目

(2)、(3)については別途、通常プランとは別に請求書を送付させていただきます。

この場合、振込手数料はお客さま負担となります。

第3条 サービス対象地域及び物件

当社託送供給約款（導管部門）に定める供給区域内及びその隣接地のうち当社が認めた地域の戸建て物件が対象となります。

ただし、敷地面積や建物延床面積が著しく広い場合は、メニュー内容等について協議させていただきます。

第4条 ご利用条件

以下の内容をご了承、同意をいただけない、もしくは満たしていないと当社が判断した場合は本サービスの提供はできません。

- (1) 「本利用規約」
- (2) 当社がサービス提供前に説明する確認内容
- (3) いずれかの方法（eメール・固定電話・携帯電話）で連絡が取れること
- (4) 屋内の点検をご希望される方及び敷地内へ入るために鍵が必要な場合、鍵（スペアキー）を当社に預けることができること

第5条 サービスの申込み

1. 契約者が当社所定の方法により本サービスを申込み、当社が前項各号に定める条件を確認した上で、事前確認（サービス内容、日程調整等）を連絡いたします。
2. 本サービスのご利用料金は現地調査時にお客さまの希望する通常プランに加えて追加サービス料金の有無を確認し、ご提示した金額・サービス内容にお客さまが合意した場合に決定いたします。
3. サービス開始前調査の際に、次に掲げる事由に当てはまる場合は、本サービスのお申込みを承諾できない場合があります。
 - (1) 現地調査に立ち合いをいただけない場合
 - (2) 本サービス対象物件に著しい破損がある場合、または破損するおそれがある場合
 - (3) 本サービス対象物件にゴミ等が散乱し、当社が衛生状態に問題があると判断した場合
 - (4) 本サービスを安全に作業できないと当社が判断した場合
 - (5) 当該物件が空家法に規定する「管理不全空家等」及び「特定空家等」として市町村長の指導・勧告の対象となっている場合
 - (6) その他の事由により、サービスの提供が困難であると当社が判断した場合

第6条 支払い方法

1. 利用料金は契約者から当社にお支払いいただきます。
2. 経済情勢の変動、法令の制定、改廃、公租公課の変更等により、当社はサービス料金を改定することがあります。
3. お支払い方法は当社の指定する支払い方法（クレジットカード・振込）から選択していただきます。
4. お支払い方法が振込の場合、振込手数料は契約者からご負担いただきます。

第7条 作業日の変更または作業中止

1. 当社は天候・交通状況・その他やむを得ない事情で作業日を延期する場合がございます。
2. 当社はサービス実施にあたり危険を伴う、または対象物件の私財を損壊するおそれがあると判断した場合、作業を中止いたします。その場合、利用料金は契約者にお支払いいただきます。

第8条 委託

当社は、本サービスの業務の全部または一部を第三者に委託できるものといたします。また、当社は委託した業務について、自らがなしたと同等の責任を負うものといたします。

第9条 契約期間

1. 契約期間はサービス開始月より1年間とし、期間満了の2か月前までに契約終了のお申出が無い場合は1年ごとの自動更新となります。
2. お客様の都合により本サービスの利用を一時的に中断される場合も、その月の利用料金は発生いたします。

第10条 解約

1. 契約者は、当社所定の方法にて解約を申込みことにより本サービスの利用契約を解約できるものとします。
2. 契約期間内であっても2か月の予告期間をもって当社に対して契約終了を申し入れることができ、この場合予告期間の満了と同時に本サービスは解約となります。
3. 当社は契約期間中、次の各号いずれかに該当した場合、何らかの通知、催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 契約者が本契約に違反する行為をした場合
 - (2) 契約者の責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合
 - (3) 契約者が差押、仮差押、競売、その他公権力の処分を受け、または、破産、特別清算、会社更生、民事再生の申し出があった場合
 - (4) 当社が契約者の死亡を知った場合
 - (5) 契約者がサービス料金を支払わなかった場合
 - (6) その他、本サービスの提供が困難であると判断した場合

第11条 個人情報の取り扱い

当社が本サービスのご利用に際して入手した個人情報は、主に以下の利用目的で使用します。

- (1) 各種サービス提供のため
- (2) 契約者のお取引に関する事務を行うため
- (3) アンケート、市場調査、データ分析、サービス研究、サービス開発を行うため
- (4) 契約者との契約・法律等に基づく権利を行使または義務履行のため
- (5) その他契約者とのお取引を適切かつ円滑に遂行するため

第12条 反社会的勢力の排除

1. お客さまには、本件契約の締結時点及び将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明、保証していただきます。
 - (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、またはこれらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」といいます。）であること。
 - (2) 反社会的勢力に対して資金を提供するなど、反社会的勢力と密接な関係を有すること。
 - (3) 反社会的勢力を利用して、自己または第三者の不正の利益を図り、また他社に損害を与えるなどの不当な行為を行うこと。
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、直接または間接に、他社に対して詐術的行為、暴力的行為、脅迫的言動、業務妨害行為を行うこと。
2. 当社は、お客さまが1. に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると当社が認めた場合には、ただちに本件契約を解約し、かつお客さまに対し当該解約によって生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、お客さまは本件契約を解約されたことにより生じた一切の損害について、当社に対し損害の賠償を請求することができないものとします。

第13条 協議事項

本規約に定めのない事項及び本規約の条項のうち疑義が生じた事項については、お客さまと当社との間で協議して取り決めるものとします。

第14条 管轄裁判所

本サービスに関し訴訟の必要性が生じた場合は、新潟地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条 本サービス及び利用規約の変更等

1. 当社は、本サービス及び本利用規約の内容の全部又は一部を変更又は追加、停止、終了（以下「変更等」といいます）することができます。

また、以下の場合には、契約者の同意なく変更等を行うことができます。

 - (1) 本サービス及び利用規約の変更等が契約者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本サービス及び利用規約の変更等が契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更等の内容その他の変更等に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は、前項による本サービス及び利用規約の変更等にあたり、変更後の効力発生日の1か月前までに、変更等する旨及び変更後の内容とその効力発生日を当社ウェブサイトに掲示し、または契約者に電子メールその他の方法で通知します。
3. 変更後の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は利用規約の変更等に同意したものとみなします。

補償規定

「補償対象」

お客さまが報告書を受領した日から8日以内にお申し出があった場合で、契約者から請け負ったサービス内容について当社または当社提携会社が行った行為に原因がある場合。

「事故原因の所在」

当社または当社提携会社の故意または過失によって、お客さま宅の建物・家財道具やお客さまや家族に損害を与えた場合、当社が損害賠償の義務を負います。

「補償金額」

補償金額は、直接かつ現実的に発生した損害（間接的に発生した損害を除く）を当社にて補償するものとします。

「免責事項」

以下の場合には、補償対象とはなりませんのでご了承ください。

- (1) 事前に当社からの作業工程で生じる損傷等のリスクに関する説明に対して許諾されていた場合
- (2) 当社及び当社提携会社での調査にご協力いただけない場合
- (3) 台風、落雷、地震、噴火、洪水、津波などの自然災害に起因する事故の場合
- (4) 火災、爆発等の事故の場合
- (5) 害虫、害獣等による損傷の場合
- (6) 設備の故障や庭木等の枯死の場合
- (7) 対象物件の自然劣化、自然消耗の場合
- (8) 通常の目視点検において気づきにくい異常個所の未発見または発見の遅れにより損害が発生した場合
- (9) 本サービスの実施において発生した通常の生活の中でも発生すると考えられる軽微な損傷等が発生した場合
- (10) 対象物件内の貴重品等の紛失、毀損による損害
- (11) その他、当社に責が認められない場合

本規約を変更する場合は、当社ホームページへの掲載その他の方法によりお客さまに周知するものとします。

【制定日】2026年4月1日

【お申込みの撤回または解除について『クーリング・オフ制度』】

1. お客さまが会社の事業所または契約取扱店以外の場所において契約を申込み、契約が成立した場合であっても、契約の申込み内容を明らかにする書面を受領して日から起算して8日以内に、申込み撤回の書面または電磁的記録（電子メール・FAX等）を発信することにより契約の申込みを撤回し、契約を解除することができます。
2. クーリング・オフはクーリング・オフをする旨の書面または電磁的記録（電子メール・FAX等）を発信した時に効力を生じます。ハガキ等に必要事項をご記入の上、弊社宛に郵送いただくか、もしくは弊社の電磁的記録（電子メール・FAX等）へ通知してください。

お客さまがお申込みになる会社

会社名：蒲原ガス株式会社

住 所：新潟県新潟市西蒲区巻甲4 1 1 1 番地

代表者：代表取締役社長 高井 聡

連絡先：電 話 0 2 5 6 - 7 2 - 3 3 3 7

F A X 0 2 5 6 - 7 2 - 7 4 8 1

e-mail：cooling-off@kanbara-gas.co.jp